

郡上市民病院経営改善等支援業務仕様書

1 業務名

郡上市民病院経営改善等支援業務

2 目的

郡上市民病院（以下、「当院」という。）は、「地域で信頼され心が癒される病院をめざす」ことを理念に掲げ、急性期医療および緩和ケアを含む慢性期医療等を提供し、地域医療の提供において重要な役割を担っている。一方で、診療報酬をはじめとする医療制度の変更や、郡上市における人口動態・周辺医療環境の変化により経営維持が極めて厳しい状況であることから、るべき方向性を再確認し、経営基盤強化に向けた取り組みを実施する必要がある。本業務は上記を踏まえ、専門的な知識および実績に基づいた経営に係る短期・中長期的な戦略及び施策の立案について支援を行うことを目的とする。

3 契約履行期限

令和7年3月31日まで

4 履行場所

岐阜県郡上市八幡町島谷1261番地 郡上市民病院

原則として、月に1-2回程度当院と打合せし、必要な支援を行うこととする。一部の会議においてはオンライン会議の併用を認める。

5 契約金の支払い

業務完了後一括払い

6 委託業務

委託内容は以下の通りとする。なお、業務の遂行にあたっては各委託内容の現場対応・納品物等の一貫性や精度を担保するため、原則として主担当者が各委託内容に関与し、全体の一貫性や精度を高めること。また、委託内容については受託者の提案および当院との合意の上、調整可能とする。

(1) るべき姿の検討

郡上市民病院の医療実態を捉えたうえで、今後の医療/介護需要の変化や周辺医療機関等の変化を踏まえ、るべき姿の方向性を当院と検討すること。

- (ア) 定量分析の実施
 - ・ 自院分析
 - ・ 市場環境分析
 - (イ) 定性分析の実施
 - ・ 院内ヒアリング
 - ・ 院外ヒアリング
 - (ウ) あるべき姿検討の支援
 - ・ 定量・定性分析の結果を取りまとめたうえで、当院のあるべき姿に関する検討を支援すること
 - ・ あるべき姿の検討については市との協議となる可能性も留意すること
- (2) 経営改善支援
- あるべき姿を踏まえ、経営改善の具体策を検討すること
- (ア) 施策の検討
 - ・ 経営改善に向けた具体施策を提案すること
 - ・ 施策については定量的に判断可能とする簡易シミュレーションを実施
 - ・ 実施施策については当院との協議において決定するが、市との協議となる可能性も留意すること
 - (イ) 計画の策定
 - ・ 実施施策について取り組むためのロードマップおよび直近の実施事項を整理すること

7 納品物の提出

委託業務（1）（2）の結果を納品物として、電子データ（PDF形式）1式を提出すること（提出方法はメール添付等、当院担当者と協議すること）。

8 受託者の要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 受託者は、統括責任者、主担当者、作業者を選定し、業務開始前に書面にて提出できること。
- (2) 本業務に従事する者（統括責任者および主担当者）は、他公立病院における経営改善業務および自治体における地域医療の検討等に関する実績を有すること。
- (3) 受託者は、病院職員（事務部門だけでなく、医師や看護師、他医療従事者等）との相互理解を目的として、医療職（医師もしくは看護師）をチームメンバーもしくはアドバイザーとして配置すること。
- (4) 受託者は、企業および個人において反社会的組織と一切の関与がないこと。

9 その他

その他、次の事項を遵守すること。

- (1) 成果物及び作成途中の資料については、途中の成果物も含め著作権、版権の全ての権利について当院に帰属する。また、当院の許可なく使用、又は掲載してはならない。
- (2) 受託者は、本業務に関連して入手した資料と業務上知り得た情報について、本業務の実施中及び終了後においても機密保持のため十分な体制・設備により適切に管理し、漏えいや紛失を防止すること。また、本業務目的以外に利用しないこと。
- (3) 本業務を履行するにあたって、情報漏洩等の事故が発生した場合には速やかに当院および市に報告すること。
- (4) 受託者は、本業務の主担当者に不測の事態が生じ受託業務に支障が生る恐れのあるときは、当院と協議の上、速やかに代替者を配置すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項、または仕様について疑義が生じた場合は、当院、受託者双方が協議して決定するものとする。